

広 報

2021年4月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※5月のレセプト提出日は 5月6日（木）です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 新型コロナウイルスワクチン「コミナティ筋注」の情報提供に関するお願い

新型コロナウイルスワクチン「コミナティ筋注」は、2021年2月14日に「SARS-CoV-2による感染症の予防」に対するワクチンとして特例承認を取得し、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」において先行接種/優先接種を行う医療機関の医療従事者等に対し接種されております。ファイザー社では、ワクチン製造販売後の安全管理の一環として、ワクチン接種に携えられる医療従事者の方々の把握に努め、『ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト』を開設し、製品情報の提供と市販直後調査を実施しております。

つきましては、医療従事者専用サイトにて製品情報(添付文書、ワクチンの取り扱い方法と注意事項、適正使用ガイド、被接種者向け資材等)をご確認いただくとともに市販直後調査へ協力いただくようお願いいたします。

ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト

URL:<https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp>

2) 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第24回報告書」の周知について

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業(以下「本事業」とする)は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、令和2年3月から12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行っ

た「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第24回報告書」を公表しました。この報告書は、機構のホームページにも掲載されています。(http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/)

次の留意事項にご注意いただくとともに、本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御お願い致します。

① 現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとのことです。そのため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、お願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先に問合せいただくよう、併せてお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL:

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000604242.pdf>

② 本事業で令和2年3月17日から令和2年12月31日までに報告された件数は105,588件となり、そのうち、「調剤」の事例は19,810件、「疑義照会」の事例は85,593件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本報告書の内容をご覧いただき、医療安全のために役立てていただきますようお願い致します。

3) 医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における電子報告システムの活用について

医薬品の副作用報告について、これまでのファックス、郵送及び電子メールを利用した報告に加え、電子報告システムを利用した報告の受付が開始されます。

電子報告システムは独立行政法人医薬品機器総合機構のウェブサイト上の報告受付サイトから利用可能です。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

4) 一般用医薬品の濫用防止ポスターについて

日本薬剤師会では、医薬品販売制度における法令遵守徹底に向けた取り組みとして、濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いについての具体的な対策の実施依頼、会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認するための自己点検の実施、各都道府県薬剤師会における各都道府県薬務主管課と積極的な連携を図り、法令遵守に向けた個別具体的な改善策の実施状況の確認などを行っております。

また、改正薬機法では、薬局は、調剤のみならず一般用医薬品を含む全ての医薬品を安定的に提供することが規定され、薬剤師が医薬品の適正使用に必要な情報提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であることがあらためて規定されております。

これらのことを受け、今般、日本薬剤師会の一般用医薬品等委員会にて、各薬局・店舗の来局者を対象に一般用医薬品の濫用防止ポスター「市販薬の濫用防止ポスター」が作成されましたのでご活用ください。

別紙:市販薬の濫用防止ポスター

日本薬剤師会ホームページ>会員ログイン>OTC医薬品販売関連

>医薬品販売制度に係る資料(薬局掲示用ポスター・配布用チラシ)

>市販薬の濫用防止ポスター

<https://nichiyaku.info/member/iyaku/default.html>

5) 『アンチ・ドーピングと医療-2021年版-』の入手について

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構により医療関係者に関係するアンチ・ドーピング規則と各種手続きの解説を目的とした、『アンチ・ドーピングと医療-2021年版-』が制作され、当会にも1冊送付されております。

現在、ホームページよりダウンロードできるよう準備中とのことです。早急に、閲覧が必要な場合は事務局までお知らせください。

6) 会員向け傷害総合保険について

2021年加入版日本薬剤師会会員向け傷害総合保険が2021年2月15日より開始されております。
この保険は、日本薬剤師会会員(無職の方を除く)を対象として、日本国内において「業務」を遂行することによって本人の死亡及び重度後遺障害が起こった場合に、保険会社(損害保険ジャパン株式会社)より定額の見舞金(保険金)をお支払いする保険です。一年毎に更改を迎える保険となりますので、日本薬剤師会会員数により年度毎に補償金額が変動いたします。
なお、日本薬剤師会雑誌には毎月案内が掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

7) セルフメディケーション税制対象品目一覧(3月公表分)および留意点について

セルフメディケーション税制対象品目一覧については、月に一度更新し厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)に掲載されております。
なお、本税制の適用に係る証明書類(レシート等)の記載事項等については、改めて留意事項のお知らせがありますので別添資料をご参照ください。

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 新型コロナワクチン配付事業について

当会は、新型コロナワクチンを接種施設へ配付を行う事業を令和3年4月より開始いたしました。
拠点薬局をお引き受けいただいた会員薬局には大変感謝申し上げます。
4/23より配付を開始しましたが、初めての取り組みであり一つ一つ問題点を解決しながら進めております。引き続きご協力を宜しくお願いいたします。

2) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。
残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。
なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

3) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧ください

ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。
(FAXや配布物などはいままで通りです。)
ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>
会員専用ページに入るには、パスワード「t o s h i m a」を使ってください。

会員数報告

A会員	112名
B会員	14名
賛助会員	2名
合計	128名

保険部より

1) 薬剤師会の運営する薬局に対する行政処分について

今般、三重県から、同県伊賀市で開局する「上野センター薬局（開設者：一般社団法人伊賀薬剤師会）」に対して、行政処分を行った旨、公表されました。

☆主な行政処分の理由

- (1) 当該薬局において、少なくとも2年前から、医師から処方箋の交付を受けていない従業員に対して、正当な理由なく、処方箋医薬品を含む医薬品を販売した。（法第49条第1項違反）
→すぐに受診できないなどのやむを得ない理由で販売する場合は、零売の仕組みを利用して販売となります。一般用医薬品の販売も考慮した上で必要最小限の量にとどめ、受診勧奨をした上で書面を用いて対面で指導を行い、記録（品名、数量、販売年月日、販売薬剤師氏名、購入者が内容を理解した旨の確認、購入者連絡先、薬歴）が必要となります。また、医療用医薬品のうち処方箋医薬品は零売での販売はできません。医師の処方が必要となります。
- (2) 当該薬局の従業員に対し、法で定められた文書の交付を受けずに劇薬を販売した。（法第46条第1項違反）
→(1)に加えて、劇薬譲受書（品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業、記名押印）の交付を受け2年間保管する。十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には禁止。
- (3) 当該薬局において、薬剤師でない者に軟膏の練合等の調剤を行わせた。（法第9条第1項違反）
- (4) 当該薬局の管理薬剤師は、上記の法違反等に関して、管理者としての義務を怠った。（法第8条違反）

再度ご確認頂き、法令遵守を宜しくお願いいたします。

2) 医薬品等の注意事項等情報の提供について

本年1月29日付で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第15号）が公布されました。これまで、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の使用及び取り扱い上の必要な注意等の事項については、当該製品に添付する文書又はその容器又は被包（以下、「添付文書等」）への記載が義務付けられていたところですが、今般の改正により、その取り扱いが変更されます（本年8月1日施行）。医薬品（要指導医薬品、一般用医薬品等を除く）、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器等を除く）及び再生医療等製品については、情報通信技術を利用する方法により注意事項等情報を公表しなければならないとともに、原則、添付文書等への記載義務を廃止し、その容器又は被包に当該情報を入手するために必要な符号等を記載することが規定されました。

なお、添付文書の電子化に関しましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページでも最新の情報が提供されていますのでご参照ください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構HP (<https://www.pmda.go.jp/>)
ホーム>安全対策業務>情報提供義務>添付文書の電子化について

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>

また、「医薬品等の注意事項等情報の提供について」に関する質疑応答集(Q&A)については別紙をご覧ください。

3) 令和3年度介護報酬改定に係る関連通知等について

令和3年度介護報酬改定については、告示が公布され関連通知が発出されております。新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価としている「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法については、1月あたりの算定単位数に0.1%乗じる（四捨五入。ただし、1単位未満の場合は切り上げとする）ことが示されました。これらの通知等につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載されているほか、独立行政法福祉医療機構のホームページ(WAMNET)にも掲載されております。

4) 保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について

健康保険及び船員保険の高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証については、券面に「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとしていることから、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局に提示した被保険者証と高齢受給者証等に記載された被保険者等記号・番号の枝番とが異なるということです。

5) 【再掲】 保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLS0TVIawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

5月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和3年5月20日（木）9:45-21:30

場所：今回は情報通信機器（Web）を用いて実施致します。

内容：未定

講師：未定

☆今回の勉強会は日本薬剤師研修センターの認定単位となります。

☆FAXのみの受付となりますので、参加希望の会員は当会事務局まで参加申込書をFAXで送信してください。

☆参加受付開始日時：5月10日（月）9:00～ これ以前にFAXされても対応できません。

☆認定シールをご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

※4月の勉強会は非常事態宣言発令につき延期となりましたが、講師の日程の都合が合わず、6月以降に改めて開催させていただくことになりました。

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

5月の輪番は以下の通りです。出動よろしくお願いいたします。

お願い ～輪番に入る 7日前までに、出動する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

5月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
1日(土)			いろり薬局	あうる薬局
2日(日)	高田馬場薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	椎名町薬局 ポラム薬局	駒込中央薬局
3日(月)	こまごめ薬局	ヒバリ薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店 氣生薬局	ことり薬局
4日(火)	池袋駅前げんき薬局	さの薬局	西池薬局 春日通薬局	あうる薬局
5日(水)	いろり薬局	あうる薬局	池袋駅前げんき薬局 上池袋薬局	めぐみ薬局
8日(土)			あかまつ薬局	駒込中央薬局
9日(日)	アイランド薬局 北大塚店	こまごめ薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	佐藤薬局
15日(土)			チチブ薬局	ことり薬局
16日(木)	マロン薬局大塚店	あうる薬局	あかまつ薬局	めぐみ薬局
22日(日)			かもめ薬局	北池薬局
23日(日)	よつば薬局池袋西口店	さの薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	佐藤薬局
29日(土)			平和通り保健薬局	駒込中央薬局
30日(日)	こまごめ薬局	上池袋薬局	西池薬局	ことり薬局

長崎休日診療所派遣

5月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしく願いいたします。

5月	
2日(日)	長崎調剤薬局
3日(月)	よつば薬局池袋西口店
4日(火)	佐藤薬局
5日(水)	よつば薬局池袋西口店
9日(日)	エンゼル薬局
16日(日)	長崎調剤薬局
23日(日)	長崎調剤薬局
30日(日)	椎名町薬局

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2021年3月売上金額 ¥3,361,260―

2021年3月仕入金額 ¥2,287,082―

○相談件数

3月	件数
薬局からの在庫確認	186
薬局からの処方箋応需	0
患者からの処方箋応需	3
医療用医薬品についての相談	5
医療機関の紹介	0
一般用医薬品についての相談	0
その他	3
合計	197

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

3月 休日夜間 46枚

 その他 260枚

○情報発信

薬局開設許可（更新含む）時の保健所立会検査に必要な備品・書籍について

先日、薬局開設許可更新手続きの際に必要な書籍について質問を受けました。
そこで今回は、現在必要とされている備品・書籍について調べました。

薬局開局時の備品一覧

- 液量器（50cc 未満、50cc 以上のものを各1つ以上が望ましい）
- ビーカー
- メスフラスコまたはメスシリンダー
- 温度計（100℃まで測れるもの）
- 水浴
- 軟膏板
- へら（金属製と角製またはこれに類するもの）
- 乳棒・乳鉢（散剤用）
- はかり（感量 10mg, 100mg に対応できるもの）
- ふるい器
- メスピペット（ディスポールシリンジでも可）
- 薬匙（金属製と角製またはこれに類するもの）
- ロート
- 調剤台

2015 年にピペット台及びロート台が削除されました。

へらと薬匙は金属製に加えて、角製のものがが必要です。

理由は金属の腐食防止のために角製で対応するケースがあるからです。

角製は「またはこれに類するもの」となっていますのでプラスチック製やアクリル製で対応可能です。

薬局開局時の書籍一覧

下記の4種類が必要となります。

【1】日本薬局方及びその解説に関するもの

- ① 日本薬局方 解説書（廣川書店）
 - ② 日本薬局方 条文と注釈（廣川書店）
 - ③ 日本薬局方 医薬品情報 セット版（じほう）
- 上記いずれかひとつ

【2】薬事関係法規に関するもの

法令等データベース (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)

【3】調剤技術等に関するもの

調剤指針

【4】医薬品の添付文書に関するもの

PMDA の HP (<https://www.pmda.go.jp/>)

【1】【3】は書籍の購入が必要。

【1】については、厚労省の HP

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066530.html>) に掲載されていますが解説書がないため、書籍の代替とは認められません。

【2】【4】は PC (USB も含む) へのデータ保管またはインターネット上からすぐに閲覧し、印刷できる体制が整っていれば、書籍を購入しなくても可となっています。

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
3月	1,330	1,435	53	69	105	125

理事会報告

2021年4月14日（水）午後8時30分より豊島区薬業会館1階を基地局として遠隔会議システムによる理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事 小林理事
大澤監事 廣田監事

○前月分理事会議事録承認

○報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会会長会」資料報告
2. 学術・DI担当報告
3. 防災公衆衛生担当報告
4. 総務・会計担当報告
5. 保険担当報告
6. 地域医療担当報告
7. 池袋あうる薬局担当報告
8. 代議員・予備代議員の件
9. 水道法に基づく検査に関する事業報告
10. 高齢者服薬情報提供事業報告
11. 使用済み注射針回収事業報告
12. 休日診療所出勤者連絡会報告

○協議事項

1. 講師報酬の件
3月28日（日）実施、地区薬剤師研修会の講師等報酬額が承認された。
2. 定款変更の件
定款第27条第1項の変更が承認された。
3. 令和3年度豊島区在宅医療連携推進会議委員の推薦の件
令和3年度豊島区在宅医療連携推進会議委員の推薦員が決定された。
4. 通常総会等日程の件
通常総会、監査会、6月度理事会の日程が決定された。
5. 職員給与の件
令和3年度の職員給与が決定された。
6. ワクチン出動費の件
ワクチン出動費額が決定された。
7. ワクチン配付拠点薬局選定の件
ワクチン配布拠点薬局選定の手順について決定された。

8. APCポータブルクリーンベンチ購入の件
池袋あうる薬局におけるAPCポータブルクリーンベンチの購入が承認された。

○審議事項

1. 医師会との分割販売契約の月額料についての消費税の件
消費税を内税にすることが決定された。
2. 薬局アポック池袋店の法人組織変更による退会・入会についての件
会社名変更として対応し入会金を徴収しないことが承認された。

豊島区薬剤師会の活動（3月）

- 3／ 4 池袋あうる薬局運営委員会
8 レセプト受付
10 豊島区薬剤師会 理事会
13 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
15 豊島区 訪問看護ステーション部会
16 豊島区健康プラン推進会議
18 西部多職種連携コア会議
23 菊かおる園多職種連携会議
26 豊島区 防災会議
豊島区薬剤師会 臨時総会
27 東京都薬剤師会 総会
28 豊島区薬剤師会 地区研修会
31 いけよん包括 コアミーティング
豊島区薬剤師会 医薬品・情報管理センター年度末棚卸し

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認いただき受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしていません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締めの「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アレジオン錠10	錠	
内	イクセロンパッチ18mg	枚	
内	エチゾラム錠0.25mg「SW」	錠	
内	コレミナール錠4mg	錠	
内	ツムラ二朮湯エキス顆粒（T-88）2.5g	包	
内	テグレート錠100mg	錠	
内	トリプタノール錠25	錠	
内	パリエット錠20mg	錠	
内	バルプロ酸Na徐放顆粒40%「フジナガ」	g	
内	ハロペリドール錠0.75mg「JG」	錠	
内	プリンペランシロップ0.1%	ml	
内	プロノン錠150mg	錠	
内	ベラプロストNa錠20μg「サワイ」	錠	
内	ポリスチレンスルホン酸Ca経口ゼリー20%分包25g「三和」	個	
内	ラコールNF配合経腸用液 パナナ 200ml	パウチ	
内	レボフロキサシンOD錠250mg「トーワ」	錠	
内	ロラタジンDS1%「サワイ」（0.5g/P）	包	
外	アイラミド配合懸濁性点眼液5ml	本	
外	クロベタゾン酪酸エステルローション0.05%「イワキ」10g	本	
外	コンベッククリーム5%10g	本	
外	ナゾネックス点鼻液50μg56噴霧用	本	
外	ベタメタゾンリン酸エステルNa・PF眼耳鼻科用液0.1%「日点」5ml	本	
外	ベトノバールGクリーム0.12%10g	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	L-グルタミン顆粒99%「NP」	
内	アーガメイト20%ゼリー25g	
内	アストミン散10%	
内	アマリール3mg錠	
内	アロチノロール塩酸塩錠10mg「DSP」	
内	エパデールS600	
内	エビリファイ錠3mg	
内	エレンタール配合内用剤	
内	クラシエ小青竜湯エキス錠（EKT-19）	
内	クラシエ防風通聖散エキス錠（EKT-62）	
内	クリアナール錠200mg	
内	クレメジン細粒分包2g	
内	ジスロマックSR成人用ドライシロップ2g	
内	シナール配合顆粒	

内	タケプロンカプセル１５	
内	チョコラＡ錠１万単位	
内	ツムラ猪苓湯合四物湯（Ｔ－１１２）	
内	ツムラ清心蓮子飲エキス顆粒（Ｔ－１１１）	
内	テグレトール錠１００ｍｇ	
内	デジレル錠２５	
内	テノーミン錠５０	
内	デベルザ錠２０ｍｇ	
内	トランサミンカプセル２５０ｍｇ	
内	ナウゼリン錠５	
内	ニザチジン錠１５０ｍｇ「ＹＤ」	
内	ノバミン錠５ｍｇ	
内	ノルバスク錠１０ｍｇ	
内	ビタノイリンカプセル２５	
内	ビムパットドライシロップ１０％	
内	プロテカジン錠１０	
内	プロペシア錠１ｍｇ	
内	ベネシッド錠２５０ｍｇ	
内	ボグリボースOD錠０．２ｍｇ「サワイ」	
内	マクサルト錠１０ｍｇ	
内	メインテート錠２．５ｍｇ	
内	メタクト配合錠HD	
内	ユベラNソフトカプセル２００ｍｇ	
内	リクシアナOD錠１５ｍｇ	
内	リスパダール錠３ｍｇ	
内	リンゼス錠０．２５ｍｇ	
内	ルボックス錠５０	
内	ロトリガ粒状カプセル２ｇ	
内	ワイパックス錠０．５	
外	アドエア１００ディスカス６０吸入用	
外	アドエア１２５エアゾール１２０吸入用	
外	ティアバランス点眼液０．１％	
外	テレミンソフト坐薬２ｍｇ	
外	白色ワセリン*（日興製薬）	
外	パルデスローション０．０５％	
外	フルティフォーム１２５エアゾール５６吸入用	
外	プロクトセディル坐薬	
外	ボルタレンテープ１５ｍｇ	
外	リバスタッチパッチ１８ｍｇ	
注	レベミル注イノレット	

ファイザー新型コロナウイルスワクチン 医療従事者専用サイトのお知らせ

2021年3月24日

ファイザー株式会社

弊社新型コロナウイルスワクチン「コミナティ筋注」は、2021年2月14日に「SARS-CoV-2による感染症の予防」に対するワクチンとして特例承認を取得し、国および地方自治体による「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」において接種されております。

弊社では、本ワクチン製造販売後の安全管理の一環として、ワクチン接種に携えられる医療従事者の方々の把握に努め、本ワクチンの製品情報の提供と市販直後調査を実施しております。なお、ワクチン接種は全国の自治体で一斉に実施されており、本ワクチンの製品情報の提供と市販直後調査を適切かつタイムリーに行うため、ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイトを開設しております。

ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト

URL : <https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp>



- 本サイトにて定期的に最新の製品情報（添付文書、本ワクチン取り扱い方法と注意事項、適正使用ガイド、被接種者向け資材等）をご確認ください。
- 本ワクチンの被接種者に有害事象・副反応が認められた場合は、本サイトの「有害事象報告サイト」より弊社までご連絡ください。
- 本ワクチンの市販直後調査にご協力をお願いします。

国のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に「ワクチン接種の責任者等（医師）」または「接種を行う医師」としてご登録された方には、弊社より本サイトへのユーザー登録のご案内メールをお送りしております。ご案内メールを受け取られましたら、本サイトにユーザー登録のうえ、市販直後調査にご協力をお願いします。

※市販直後調査実施の手順について：

本サイト「市販直後調査」タブより「市販直後調査実施の手順」をご確認ください。

※ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）未登録の方へ：

ユーザー登録の有無に係わらず本サイトに掲載されている全ての製品情報をご確認いただけます。また本サイトの「有害事象報告サイト」より有害事象・副反応報告を行えます。

本ワクチンの接種は国および地方自治体の接種事業として行われるため、弊社としましては販売促進活動を行わず、本ワクチンの接種にあたられるご施設への適正使用推進のための活動に従事してまいりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

その使い方 大丈夫?

多く飲んだら
効き目が
上がるはず

スッキリ
したいから飲む

症状がないのに
念の為
飲んでおく

飲んでないと
落ち着かない

飲まないと
イライラするから
飲む

飲まないと
本調子でない

いつでも止められると思ってない?

市販薬を**危険**な使い方をしていると
薬物依存症になる恐れがあります。

薬の使い方について、**薬剤師**に相談してみませんか?



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 3 1 日

日本製薬団体連合会	}	御中
(公社) 日本薬剤師会		
(一社) 日本チェーンドラッグストア協会		
(一社) 日本医薬品卸売業連合会		
(一社) 全国家庭常備薬特品連合会		
(一社) 日本保険薬局協会		
日本一般用医薬品連合会		

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象品目一覧（3月公表分）の送付について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

本税制対象医薬品については、「セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和2年10月27日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）において、各品目のJANコード等を届け出ていただくよう、ご依頼したところです。今般、税制対象品目一覧を別添のとおり取りまとめましたので、周知いたします。

本税制の適用に係る証明書類（レシート等）の記載事項については、「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（平成28年10月4日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡。以下「平成28年事務連絡」という。）において、税制対象品目を識別するためのマークを印字いただくようお願いしていたところ、医薬品小売業者の皆様におかれては、別添の情報をPOSシステムに反映いただくに際して、下記の点に留意いただきますよう、お願い申し上げます。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、令和3年度税制改正を踏まえた対応については、追ってお知らせいたします。

記

<医薬品小売業者の皆様へのお願い>

- (1) 本税制対象医薬品について、JANコードを付記した税制対象品目一覧を別添のとおり送付いたしますので、平成28年事務連絡で周知したとおり、キャッシュレジス

ターが発行するレシートにおいて、以下の対応をとっていただくようお願いいたします。なお、税制対象品目一覧については、月に一度更新し、厚生労働省 HP

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>) に掲載するとともに、貴会にお知らせいたします。

- ア. 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークの付いている商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載
- イ. 税制対象品目のみの合計額を分けて記載

（２） 税制対象品目の POS システム登録に際した注意点

税制対象品目の POS システムへの登録に際しては、以下の点に留意いただきますよう、お願いいたします。

- ア. 税制対象品目の情報を登録するにあたっては、厚生労働省の公開する税制対象品目一覧を適時参照すること。
- イ. POS システム上の税制対象品目に係る情報の反映状況を確認する際は、目視ではなく、税制対象品目一覧の JAN コード等を用いて機械的に突合すること等により、確認すること。
- ウ. POS システム上の情報と税制対象品目一覧の情報を JAN コード等により突合した際は、少なくとも、①抽出された品目に税制対象外の品目が含まれていないか、②抽出されていない品目に税制対象品目が含まれていないかを確認すること。
- エ. POS システムの更新後は動作確認のため、基幹システムだけでなく、各店舗のシステムに正しく情報が配信されているか確認すること。具体的には、実店舗でのレシート印字テスト等を行い、税制対象マークが正しく印字されているか、確認すること。

（３） その他の留意事項

- ア. 税制対象品目について各店舗独自のインストアコードを発行した場合は、基幹システムにおける税制対象マークの印字設定が反映されないこととなり得るため、税制対象品目について個別のインストアコードは原則発行せず、発行する場合は、印字設定の反映に留意すること。
- イ. メーカー等からの納品に際して商品情報を書面交換及び登録する際は、当該商品情報の様式に税制対象の確認欄を設け、メーカー等と税制対象の該否を事前に確認するようにすること。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 辰巳、池澤
TEL 03(5253)1111 内線 4117
FAX 03(3507)9041

(別添)

「医薬品等の注意事項等情報の提供について」に関する質疑応答集 (Q & A)

(容器又は被包への符号等の記載)

Q 1 法第 52 条第 1 項、第 63 条の 2 第 1 項及び第 65 条の 3 第 1 項に規定する符号 (以下「符号」という。) は、具体的に製品のどの単位に記載するのか。

A 1 注意事項等情報を入手するために必要な符号を記載しなければならない容器又は被包 (以下「容器等」という。) は、販売包装単位 (通常、卸売販売業者等から医療機関、薬局等 (以下「医療機関等」という。) に販売される最小の包装単位をいう。) である。

Q 2 製品の容器等の記載場所の面積が狭いため、符号を記載することができないものについて、「添付する文書」に符号が記載されている場合には容器等に符号が記載されていることを要しないとされているが、「添付する文書」とは、具体的にどのようなものか。

A 2 符号を付した用紙を指す。なお、符号は、医薬関係者が適切に読み取ることができる大きさ、明瞭さで用紙に付すこと。また、製造販売業者が提供する注意事項等情報を電子的に入手するためのものであることを説明することが望ましい。

Q 3 課長通知の「第 1 「注意事項等情報」について」で規定する「注意事項等情報を記載した文書」は何を示すものか。

A 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (以下「機構」という。) のホームページに公表が義務付けられている注意事項等情報等を記載した文書 (電子化された添付文書) を印刷した文書を指す。ただし、注意事項等情報の他、医薬品等の適正使用を図るために必要な事項があれば、記載要領に基づき、当該文書に追記すること。

なお、注意事項等情報を記載した文書の他に、注意事項等情報が記載された取扱説明書等の情報提供資材を、別途作成・交付することはこれまでと同様差し支えない。

Q 4 「医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて、その容器等に、符号を記載することが、その使用状況からみて適当でないもの」として、どのようなものが想定されるか。

A 4 近づくことが困難な場所に設置されている医療用ガスを想定している。

具体的には、定置式超低温貯槽に納入された液体酸素及び液体窒素を想定している。

Q 5 その構造及び性状により容器等に収められない医療機器として、どのようなものが想定されるか。

A 5 施行規則第 114 条の 55 第 1 項に規定する設置管理医療機器等の大型医療機器を想定している。

Q 6 その構造や性状により容器等に収められず、「外箱」がない医療機器の場合や、製品を納入後、「外箱」を廃棄する場合、医療機関等において符号が活用できない可能性がある。このような場合、容器等への符号の記載でなく、医療機関で使用しやすい他の方法により符号を提供してもよいか。

A 6 製品に容器等がない医療機器の場合は、施行規則第 224 条第 4 項において規定する例外的取扱いにより、当該符号を記載した文書を別途交付すること。なお、医薬関係者が容器等を廃棄する恐れのある製品にあつては、当該容器等に符号を記載した上で、別途符号を記載した文書を提供することは差し支えない。符号を記載する文書は、符号を提供するための専用の文書である必要はなく、取扱説明書等の既存の文書上に符号を追加しても良い。

Q 7 保存条件が超低温下などの医薬品等において、保管・輸送用容器に投与直前まで保管されている又は霜が付くなどして容器等に記載した符号を読み取れない（又は読み取りにくい）場合に、機構のホームページに公表された注意事項等情報にアクセスするための符号を記載した文書を任意で別途提供することは差し支えないか。

A 7 差し支えない。

Q 8 容器、各種資材等に記載されている「詳細は添付文書を参照してください」など、文書としての“添付文書”の記載は、注意事項等情報が記載された文書を製品に添付しなくなった時点で変更する必要があるか。

A 8 注意事項等情報が記載された文書を製品に添付しなくなった場合でも、既に市場へ出荷した製品については、記載を変更する等の対応は不要である。なお、容器、各種資材等に記載されている“添付文書”の記載については、添付文書を同梱しなくなった時点で記載を“電子化された添付文書”又は“電子添文”に変更することが望ましいが、変更に時間を要する場合などには、医薬関係者の混乱を招かないよう、医薬関係者とコミュニケーション

を取りながら適切に対応すること。

Q 9 販売包装単位において、符号から最新の注意事項等情報を確認するよう使用者に促すための定型文、例えば「使用にあたり、最新の注意事項等情報を必ず確認すること」のような文言や、当該符号の近くに「注意事項等情報確認用」のような表示を記載する必要はあるか。

A 9 定型の文言を記載しなければならないとの規定はないが、そのような趣旨の記載をすることは差し支えない。特に、容器等に、既に製造管理用の類似のバーコード等がある場合等には、混乱を避けるため、識別が容易になるよう工夫をすること。

Q10 製品本体に製造管理用のQRコードを使用しているが、容器等又は取扱説明書にその旨を記載することで、引き続き当該QRコードを使用することは問題ないか。

A10 当該QRコード等の位置付けについて、医薬関係者の混乱が生じないよう適切な注釈を付せば、符号の他に、製造管理用のQRコード等を記載することは差し支えない。

Q11 経過措置が終了した以降も、紙媒体による注意事項等情報（電子化された添付文書を印刷した文書）を製品に継続して同梱することは可能か。

A11 例外として施行規則等で定められた品目を除き、安全性情報等を迅速に提供するという法律の趣旨から従来の紙媒体の添付文書を同梱することは避けること。ただし、課長通知第2の3（3）に示す通り、主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器以外の医療機器であって消費者が医療機関を介さず直接購入することが想定される場合には、原則として、符号の記載に加えて当該医療機器に、注意事項等情報を記載した文書を添付すること。

Q12 経過措置が完了する前に製造販売を行った製品（在庫品）について、容器等に符号を記載する必要はあるか。

A12 経過措置が完了する前に製造販売を行った製品については、容器等に符号を記載する必要はない。

Q13 容器等に、符号の記載に加えて、自社のホームページにアクセスするためのQRコード等を記載して良いか。

A13 医薬関係者の混乱が生じないよう、注意事項等情報は必ず符号を読み取

って確認する旨や当該QRコード等を記載する目的等の適切な説明を付せば差し支えない。

(注意事項等情報の公表等)

Q14 コンビネーション医薬品等の場合、個装箱に添付文書と取扱説明書を同梱している場合がある。令和3年8月以降は取扱説明書に注意事項等情報を記載し、当該取扱説明書を機構のホームページに掲載した上で、符号からアクセス可能な状態にしていかが。

A14 当該符号からアクセスする対象は、機構のホームページに公表されている形式での注意事項等情報とすること（各社任意の様式である取扱説明書は不可）。

Q15 課長通知第3の4の（1）について、医療機器等で、医療現場に最新でないバージョンの品目が引き続き存在するケースなど、注意事項等情報を変更した場合であって、変更前の注意事項等情報を引き続き公表する必要がある場合はどのようにすればよいか。

A15 機構のホームページにおけるバージョン違いの電子化された添付文書又は過去版の電子化された添付文書の掲載機能を活用すること。具体的には、機構の各企業向けサイトを参照すること。

(注意事項等情報の提供を行う体制)

Q16 初めて購入等する者に対する注意事項等情報の提供の時期は製品の納入前でも良いか。

A16 医薬関係者との共通認識が存在する場合には、製品の納入前に提供することでも差し支えない。

Q17 初めて購入等する者に対し提供する注意事項等情報を記載した文書とは、具体的にこういったものを想定しているのか。

A17 機構のホームページに公表が義務付けられている電子化された添付文書を印刷した文書等を想定している。

Q18 初めて購入等する者に対し紙媒体で注意事項等情報を提供する手段として、医療機器等の取扱説明書等は認められるか。

A18 認められる。ただし、取扱説明書等に最新の注意事項等情報が記載されている必要がある。また、取扱説明書等への注意事項等情報の記載は、医薬関係者に混乱が生じないよう、電子化された添付文書をそのまま引用して記

載すること。

Q19 初めて購入等する者に対する注意事項等情報の提供について、医薬関係者との共通認識があれば、電子化された添付文書を印刷した文書の提供を省略することは可能か。

A19 医薬関係者との共通認識が存在する場合には、差し支えない。ただし、初めての購入時に印刷した文書の提供を不要とした医薬関係者に対しても、注意事項等情報を変更した場合には、必要な情報が提供される体制を整備する必要がある。

Q20 法施行前に納品実績がある施設に対しては、法施行後に初めて納品する場合であっても「初めて購入等する者」には該当しないため、電子化された添付文書を印刷した文書の提供は必須ではないと考えてよいか。

A20 法施行の時期に係わらず、「初めて購入等する者」に該当しない場合は差し支えない。ただし、前回の納入から期間が空いている等の事情により、納入先の医薬関係者が最新の注意事項等情報を把握していないと考えられる場合には提供が必要である。

Q21 シリーズ品等で一つの電子化された添付文書に複数の製品が対応している場合であって、既にある製品で注意事項等情報が医薬関係者に提供されているときに、同一の電子化された添付文書を用いる別の製品を当該医薬関係者に納入する際には、改めて注意事項等情報を提供しなくてもよいか。

A21 医薬関係者との共通認識が存在する場合には差し支えないが、求めがあった場合には提供を行うこと。

Q22 自社のホームページに注意事項等情報を掲載し、医薬関係者による初めての購入時及び注意事項等情報の変更時に使用者に情報提供を行い、閲覧させる方法は認められるか。

A22 医薬関係者との共通認識が存在する場合には、差し支えない。ただし、最新の注意事項等情報を機構のホームページにおいて公表し、符号から、機構のホームページで公表されている当該注意事項等情報を閲覧できるようにしておく必要がある。

Q23 注意事項等情報の変更時の情報提供について、どのような方法で提供すればよいか。「注意事項等情報を記載した文書を提供する方法」は、郵

送やFAXによる方法でもよい。

A23 例えば、MR（医薬情報担当者）等、日常的に医薬関係者に接する機会がある者により提供する方法、注意事項等情報を記載した文書（電子化された添付文書を印刷した文書）を提供する方法、電子データを医薬関係者に送付する方法、FAXの送付等が考えられる。提供の方法は、医薬関係者の実情に応じ、注意事項等情報の変更を確認しやすい方法とすること。

Q24 注意事項等情報を変更した際、医薬関係者への変更情報案内として、変更情報を含む案内文書を製品に同梱することは可能か。

A24 注意事項等情報が変更された旨の単なるお知らせであれば差し支えない。

Q25 実質的な内容の変更を伴わない記載整備であれば、「注意事項等情報を変更した場合」に該当しないと考えて良いか。

A25 貴見のとおり。なお、当該場合であっても、医薬関係者から求めがあった場合には、注意事項等情報の提供を行うこと。

Q26 注意事項等情報の変更時の医薬関係者への提供の要否と提供する情報の範囲は、従前どおり、安全管理上の重要度に応じて製造販売業者が適切に判断することによりよい。

A26 差し支えない。ただし、必要な最新の情報提供が行われるよう、適切に対応すること。

Q27 医薬品等の最新の注意事項等情報の医薬関係者への提供は、提携する販売元や卸売販売業者に委託することはできるか。

A27 製造販売業者と提携する販売元や卸売販売業者との間で委託契約を取り交わすなど確実に情報提供ができる体制が構築されていれば、可能である。なお、この場合であっても、注意事項等情報の提供に係る責任は製造販売業者に課せられるため、製造販売業者は委託先を適切に管理するための体制を構築する必要があることに留意すること。

Q28 注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、GVP省令に基づく体制（安全確保措置の実施に関するもの）の一部と位置付けられるのか。

A28 注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、法第68条の2の2に基づき求められるものであり、GVP省令に基づく体制の一部として位置

付けられるものではない。ただし、安全確保措置の一環として注意事項等情報を変更し、医薬関係者への情報の提供を実施する際には、GVP省令に基づき作成した手順に則り実施する必要があることから、施行規則及び課長通知に示す注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の要件を満たしていれば、現行のGVP省令に基づく体制の中で、併せて注意事項等情報提供を行うために必要な体制を取ることは差し支えない。

Q29 注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の整備及び当該体制の下での注意事項等情報の提供に関する業務の責任者や注意事項等情報提供業務手順書の承認者は、総括製造販売責任者等である必要があるなど何らかの要件があるのか

A29 当該業務に係る責任者等に具体的な要件はない。各社の責任において、適切な者を選任するとともに、当該者に必要な権限の付与等を行うことで差し支えない。

Q30 課長通知の第4の3の(2)に記載のある「その他注意事項等情報の提供に関する業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順」とは、具体的に何を意図しているのか。

A30 「注意事項等情報の提供に関する手順」、「販売業者と連携して注意事項等情報を提供する場合にあつては、販売業者との相互の連携に関する手順」の他、製造販売業者として業務を適切かつ円滑に行うために必要な手順があれば、定めること。例えば、注意事項等情報の記載に不備があった場合の処理手順、医薬関係者からの苦情処理に関する手順等が考えられるが、製造販売業者の業務の実態に応じ、検討することで差し支えない。

Q31 ジェネリック医薬品や長期収載品についても、情報提供の体制整備が必要か。

A31 ジェネリック医薬品や長期収載品を含む全ての医薬品等について、医薬関係者が必要とする時点で適切に注意事項等情報を入手できるよう、必要な情報提供の体制を整備する必要がある。やむを得ず処方又は調剤前に提供できなかった場合には、速やかに、医薬関係者に提供すべきものと考えられる。

(医療機器特有の質疑応答集)

Q32 販売業・貸与業で、医療機器を組み合わせて一式として医療機関に貸与し、組み合わせが毎回異なるような特性を持った医療機器の場合、符号を必須とすると、逆に非効率となる場合がある。このような場合には、符号表示でなく、従来どおり紙の添付文書を提供することでも構わないか。

A32 容器等に当該符号を記載する必要がある。

Q33 複数の医療機器に共通する構成品など、一製品に複数の注意事項等情報が紐づく場合、1つの包装(容器)に複数の異なる添付文書を添付している製品がある。この場合、符号も複数になるが、どのように表示すべきか。

A33 複数の符号を表示すること。また、医療関係者が混乱しないよう、どの製品に対する符号か明示すること。

Q34 医療機器に搭載されているオペレーティングシステムやオンラインヘルプ等を介してネットワークに接続することで、機構のホームページに公表された最新の注意事項等情報を表示できる製品の場合、符号を表示しなくても常に最新の注意事項等情報にアクセス可能である。このような製品の場合、容器等への符号の表示は省略してもよい。

A34 容器等に当該符号の記載は必要である。

Q35 整形手術器械セットなど、医療機関の依頼により医療機器をセット化して貸与する場合には、貸出器械リスト、納品案内書等製品と共に納付される書類に符号を記載してよい。

A35 差し支えない。

Q36 組み合わせ医療機器については、従前のおり、組み合わせ医療機器の承認に基づく、符号を記載することによりよい。

A36 差し支えない。

Q37 電子通信回線を通じて提供される医療機器プログラムにおける添付文書情報の提供について、「当該医療機器プログラムの提供前に情報提供」もしくは「容易に閲覧できる方法」と説明があるが、具体的に実際にどのような選択肢があるのか。

A37 医療機器プログラムにおいては、例えば、次の選択肢から適切な方法を選択して情報提供をすること。

- ① 電子化された添付文書公表の URL をプログラムの中、又はプログラムの外でダウンロードする画面に掲載する。
- ② プログラムをダウンロードする同じ画面に最新の電子化された添付文書の PDF 版をおく。
- ③ プログラムの中で最新の電子化された添付文書情報を閲覧できるようにする。

Q38 令和3年8月1日から経過措置期間が終わる令和5年7月31日までに製造販売された医療機器を、令和5年8月1日以降に中古医療機器として、販売業者が再販売する場合、符号が記載されていないものについて、どのように対応すればよいか。

A38 当該中古医療機器に対応した注意事項等情報を製造販売業者から入手し医薬関係者に提供するか、当該符号を記載した文書を別途、医薬関係者に提供すること。

(体外診断用医薬品特有の質疑応答集)

Q39 体外診断用医薬品の構成品として流通する共通試薬についても注意事項等情報を機構ホームページに公表する必要があるか。

A39 共通試薬を含む個々の品目の注意事項等情報について機構のホームページに公表されていれば、構成品として流通する共通試薬について、別途注意事項等情報を機構のホームページに公表する必要はない。なお、当該共通試薬について別途単独で承認又は認証の取得あるいは届出を行っている場合には、注意事項等情報を機構のホームページに公表する必要があることに留意すること。

Q40 医薬関係者による初めての購入時又は注意事項等情報の変更時の注意事項等情報の提供方法として、診断用機器の専用試薬（体外診断用医薬品）において、診断用機器が当該専用試薬のロット情報を含むバーコードを読み取り、検査システム等を介して当該試薬の注意事項等情報を機器モニター上で通知し、閲覧・印刷する方法を有している場合、その機能を用いて情報提供を行うことは可能か。

A40 医薬関係者との共通認識が存在し、当該体外診断用医薬品の使用前に、使用者へ最新の注意事項等情報の提供が確実に行われるのであれば、差し支えない。

3 都薬会発第 11-1 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「健康食品・サプリメントと医薬品との相互作用事典 第2版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)同文書院発行の標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたのでご案内申し上げます。

本書は、医薬品と相互作用のある食品(野菜、果物、健康食品、サプリメント、ハーブ、嗜好品等)について、3段階の危険度(高・中・低)で示したハンドブックで、医薬品名、食品名の両方から調べることができるということです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|-----------|---|-------------|--|
| 1.名 称 : | 「健康食品・サプリメントと医薬品との相互作用事典 第2版」 | | |
| 2.発 行 : | 株式会社 同文書院 | | |
| 3.判 型 : | B6 判 、616 頁 | | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 4,730 円(税込) | |
| | 会員価格 | 4,300 円(税込) | |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 | |
| | 個人・薬局宛 3冊未満 | 370円 | |
| | 個人・薬局宛 3冊以上 | 無 料 | |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。 | | |
| | 本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-2 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「薬剤師レジデントマニュアル(第3版)」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)医学書院発行の「薬剤師レジデントマニュアル(第2版)」を会員向け斡旋書籍としておりますが、改訂が図られ、この度同社より、「第3版」が発刊されましたので、下記要領にて斡旋することといたしました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「薬剤師レジデントマニュアル(第3版)」
- 2.発 行 : 株式会社 医学書院
- 3.判 型 : B6 判変型 、400 頁
- 4.価 格 : 定 価 3,850 円(税込)
会員価格 3,460 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛 10冊未満 660円
個人・薬局宛 10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-3 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「在支診薬剤師という働き方」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)薬事日報社が発行する標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は「在宅療養支援診療所(在支診)」に所属する 9 人の薬剤師が、なぜ職場として在支診を選び、どのように業務をデザインして、どのような役割を担っているのか、その実際の取り組みと今後何を目指していくのか等について紹介している、とのこと。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|-----------|---|-------------|------|
| 1.名 称 : | 「在支診薬剤師という働き方」 | | |
| 2.発 行 : | 株式会社 薬事日報社 | | |
| 3.判 型 : | A5判 、142 頁 | | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 2,200 円(税込) | |
| | 会員価格 | 2,000 円(税込) | |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | | 無 料 |
| | 個人・薬局宛 10冊未満 | | 550円 |
| | 個人・薬局宛 10冊以上 | | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。 | | |
| | 本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-4 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「呼吸器／免疫・炎症・アレルギー／骨・関節〈臨床薬学テキストシリーズ〉」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)中山書店が発行する標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、[薬理・病態・薬物治療]の各論として、1)呼吸器、2)免疫・炎症・アレルギー、及び3)骨・関節の3領域を対象とする、薬学と医学の共著により、最新知見を盛り込んでわかりやすく解説している、とのこと。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|-----------|---|-------------|------|
| 1.名 称 : | 「呼吸器／免疫・炎症・アレルギー／骨・関節〈臨床薬学テキストシリーズ〉」 | | |
| 2.発 行 : | 株式会社 中山書店 | | |
| 3.判 型 : | B5判 、336 頁 | | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 4,950 円(税込) | |
| | 会員価格 | 4,455 円(税込) | |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | | 無 料 |
| | 個人・薬局宛 10冊未満 | | 500円 |
| | 個人・薬局宛 10冊以上 | | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。 | | |
| | 本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-5 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「消化器／感覚器・皮膚／生殖器・産婦人科臨床薬学テキストシリーズ」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、㈱中山書店が発行する標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、[薬理・病態・薬物治療]の各論として、消化器疾患、眼科疾患、耳鼻咽喉科疾患、皮膚疾患、生殖器・産婦人科疾患を取り上げ、薬学と医学の共著により、最新知見を盛り込んでわかりやすく解説している、とのこと。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「消化器／感覚器・皮膚／生殖器・産婦人科臨床薬学テキストシリーズ」
- 2.発 行 : 株式会社 中山書店
- 3.判 型 : B5判 、376 頁
- 4.価 格 : 定 価 4,950 円(税込)
会員価格 4,455 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛 10冊未満 500円
個人・薬局宛 10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-6 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「循環器／腎・泌尿器／代謝／内分泌〈臨床薬学テキストシリーズ〉」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)中山書店が発行する標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、循環器・腎・泌尿器・代謝・内分泌疾患について、その薬理・病態・薬物治療を最新知見にそくしてわかりやすく解説している、とのこと。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|----------|--|-------------|
| 1.名 称： | 「循環器／腎・泌尿器／代謝／内分泌〈臨床薬学テキストシリーズ〉」 | |
| 2.発 行： | 株式会社 中山書店 | |
| 3.判 型： | B5判 、404 頁 | |
| 4.価 格： | 定 価 | 4,950 円(税込) |
| | 会員価格 | 4,455 円(税込) |
| 5.送 料： | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛 10冊未満 | 500円 |
| | 個人・薬局宛 10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先： | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法： | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法： | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-7 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「アンチドーピング 徹底解説 スポーツ医薬 服薬指導とその根拠」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)中山書店が発行する標記書籍を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)の最新禁止物質の作用メカニズムをわかりやすく解説しアスリートへの処方と服薬指導において、医師と薬剤師及び関係者が正しい知識を共有できるようにまとめられている、とのこと。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|-----------|--|-------------|------|
| 1.名 称 : | 「アンチドーピング 徹底解説 スポーツ医薬 服薬指導とその根拠」 | | |
| 2.発 行 : | 株式会社 中山書店 | | |
| 3.判 型 : | B5判 、260 頁 | | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 5,500 円(税込) | |
| | 会員価格 | 4,950 円(税込) | |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | | 無 料 |
| | 個人・薬局宛 10冊未満 | | 500円 |
| | 個人・薬局宛 10冊以上 | | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-8 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「薬価基準点数早見表 令和 3 年 4 月版」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)社会保険研究所が発行する「薬価基準点数早見表 令和 2 年 4 月版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「令和 3 年 4 月版」が発刊されました。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、内服薬・注射薬・外用薬・歯科用薬剤の順に、商品名・価格に加え、規格単位や製造・販売会社名等を一覧できます。また、診療報酬上評価される後発医薬品、使用期限別の経過措置品目の情報もひと目でわかり、付録として薬効分類番号順に一覧できる薬効別分類表や常用点数早見表を収録しています。その他、配合剤についても一般的名称等の記載や、薬剤選択の一助となるよう同種同効品の代表的薬剤の名称も記載したとのこと

です。
つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「薬価基準点数早見表 令和 3 年 4 月版」
- 2.発 行 : 株式会社 社会保険研究所
- 3.判 型 : A5判 、1,000 頁
- 4.価 格 : 定 価 3,960 円(税込)
会員価格 2,040 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬・個人・薬局宛 10冊未満 550円
地区薬・個人・薬局宛 10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

3 都薬会発第 11-9 号
令和 3 年 4 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「ジェネリック医薬品リスト 令和 3 年 8 月版」
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)社会保険研究所が発行する「ジェネリック医薬品リスト 令和 2 年 8 月版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、8 月上旬に「令和 3 年 8 月版」が発刊されることとなり、引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、処方せん上に記載された一般名処方名から、個々の後発医薬品名がすぐに特定でき、また、各後発品の小包装供給マーク入りで、製薬メーカーの連絡先とあわせ、小包装での急な調剤にも対応できる 1 冊、とのことです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 名 称 : 「ジェネリック医薬品リスト 令和 3 年 8 月版」
2. 発 行 : 株式会社 社会保険研究所
3. 判 型 : A5 判 、1,000 頁
4. 価 格 : 定 価 3,740 円(税込)
会員価格 3,360 円(税込)
5. 送 料 : 地区薬剤師会宛 (8 月発刊前の注文分) 無 料
地区薬・個人・薬局宛 10 冊未満 550 円
地区薬・個人・薬局宛 10 冊以上 無 料
6. 申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
7. 申込方法 : FAX でお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
8. 送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

→

地区薬剤師会
東京都薬剤師会
(いずれかを○で囲って下さい)

御 中

幹旋図書 申込書

3 都薬会発第 11-2 号【3 年 4 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届先	薬局名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
6	中山書店	循環器／腎・泌尿器／代謝／内分泌 ＜臨床薬学テキストシリーズ＞ (定価 4,950 円)	4,455	地区薬 無 料 薬局・個人 500 円 " 10 冊以上 無 料	
7	中山書店	アンチドーピング 徹底解説 スポーツ医薬 服薬指導とその根拠 (定価 5,500 円)	4,950	地区薬 無 料 薬局・個人 500 円 " 10 冊以上 無 料	
8	社会保険 研究所	薬価基準点数早見表 令和 3 年 4 月版 (定価 3,960 円)	2,040	地区薬・薬局・個人 550 円 " 10 冊以上 無 料	
9	社会保険 研究所	ジェネリック医薬品リスト 令和 3 年 8 月版 (定価 3,740 円) ※8月発行	3,360	8 月発行までの 書籍注文 無 料 地区薬 [8 月以降] 地区薬・薬局・個人 550 円 " 10 冊以上 無 料	
10					

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください
★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271